

会報

飛躍

多賀城・七ヶ浜商工会

No.78

令和3年度通常総代会



5月21日(金)多賀城会館にて令和3年度の通常総代会が開かれました。総代74名の出席の中、第1号議案から第17号議案まで原案通り承認、第18号議案の役員改選では再任のほか新役員4名が選任され新体制の多賀城・七ヶ浜商工会がスタートします。(関連記事2頁)

主な記事

令和3年度通常総代会	P2
青年部・女性部事業	P3
新型コロナウイルス感染症関連支援策のお知らせ	P4～P5
こんにち輪	P6
新会員紹介、福祉共済	P7
各種ご案内、編集後記	P8

商工会では、
「膨張から確かな成長へ」をスローガンに掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始めた地域事業者の経営課題に対応するため、役職員一丸となって各種経営支援を展開してまいります。



多賀城事務所

〒985-0872 多賀城市伝上山 3-1-12
TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

七ヶ浜事務所

〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山5-1
TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125

E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

URL <http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/>

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

令和3年度通常総代会

新型コロナウイルスを乗り越えて

5月21日(金)令和3年度通常総代会が、総代74名(うち、委任状37名)出席のもと多賀城会館において開催されました。

安住会長の挨拶の後、議長に遠山・境山支部の鈴木國男氏が選任され議事に入りました。

当日は、第1号議案から第18号議案が提出され、令和2年度事業報告、決算報告に

続き、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として本会が多賀城市の委託により発行した子育て世帯支援商品券発行事業、昨年度実施し好評でしたスタンプラリー事業など、新型コロナウイルス感染症の影響によって多くの方の事業継続が危ぶまれる中、商工会職員による巡回訪問を中心に会員に寄り添った伴走型支援の強化等を重点とする、令和3年度事業計画・予算が原案通り承認されました。

また、第18号議案 任期満了に伴う役員選任の件では、役員選考委員会により役員候補者の選考が行われ、以下の方々が選任されました。



永年勤続優良従業員表彰

受賞おめでとうございます

永年、会員事業所で勤務された優良従業員3名・商工会職員1名の方々が表彰されました。

受賞された皆さまには、心よりお喜びを申し上げます。
(順不同・敬称略)

【商工会長表彰】

○優良従業員

愛澤 智之 (株)宮都機工
宮城 亮太 (株)宮都機工

佐藤 朋由

○商工会職員

八巻 淳一



【選任された役員】

○は重任。☆は新任。

○会長 安住 政之氏

○副会長 山崎 澄義氏 (株)エンコネット

○理事 横田 芳博氏 (有)よこたや

☆理事 伏谷 昌博氏 (伏谷建設(株))

齋藤 孝一氏 (株)齋藤工務店

加藤 則博氏 (有)加藤鉄工所

板橋 恵一氏 (有)板橋

☆ 三橋 雅雄氏 (三橋電気管理事務所)

島口 仁彦氏 (おむすびの字)

星山 純一郎氏 (株)くいしん坊

鈴木 貴資氏 (株)多賀城フラワー

本郷 貴良氏 (大代郵便局)

太宰 勉氏 (太宰商店)

鈴木 洋市氏 (有)鈴市商店

遠藤 隆夫氏 (有)大成商事

菅野 邦夫氏 (かんの写真店)

本田 孝一氏 (クリーニングランドチヨダ)

稲妻 公志氏 (株)稲妻呉服店

八嶋 喬氏 (八嶋建設(株))

臼井 正志氏 (有)臼井建築

阿部 正幸氏 (阿部総合企画事務所)

渡邊 亨氏 (有)ワタナベ

中澤 拓摩氏 (株)デザイン

小島 光子氏 (有)和食の小島

☆ 監事 佐々木尚哉氏 (司法書士 佐々木総合事務所)

瀨戸 秀壽氏 (有)七ヶ浜衛生工業

10支部・3部会の総会が開催されました

4月中旬より商工会10支部と3部会の通常総会が開催されました。今年は役員改選が行われ、いくつかの支部では支部長をはじめとした役員の入替わりがございました。昨年度は新型コロナウイルスの影響により支部・部会とも事業を実施できませんでしたが、業種の垣根を超え、地域性に富んだ事業の展開や情報交換の活発化が期待されます。

経営発達支援計画が認定されました

「経営発達支援計画」とは、平成26年に制定された「小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、商工会が小規模事業者の持続的発展に向けた事業計画の策定や経営戦略に踏み込んだ支援計画において、経営の発達に資する計画について経済産業大臣が認定するものです。

これまで本会が取り組んでまいりました経営発達支援事業の基本計画となります経営発達支援計画が令和2年度で5年間の期間満了を迎え、第2期となります新たな経営発達支援計画を多賀城市と七ヶ浜町と共同で策定し、令和3年3月26日付けで国の認定を受けました。

今後認定された支援計画に基づき、小規模事業者の皆様を持続的発展および地域の活性化に向け、行政と連携・協力して伴走型支援を行ってまいります。

事業継続力強化支援計画が認定されました

地震や台風、大雨など全国各地で多発する自然災害等は、個々の小規模事業者だけでなく、我が国経済に広い範囲で影響を与えるおそれがあります。小規模事業者における災害への備えの取組は一部にとどまっている状況であり、ひとたび被災すると大きな影響を受ける可能性が高いと考えられます。

小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後の素早い復旧を支援するため、本会が計画策定しました「事業継続力強化支援計画」が令和2年10月29日に宮城県での認定を受けました。本計画では多賀城市・七ヶ浜町と連携し、地域防災計画を踏まえた小規模事業者の災害対応力強化と速やかな復興、事業継続力の強化を支援してまいります。

令和3年度多賀城・七ヶ浜商工会青年部通常部員総会

去る、4月22日、多賀城・七ヶ浜商工会 多賀城会館において令和3年度青年部通常部員総会が開催され、上程された第1号議案から第3号議案は満場一致で可決承認されました。

また、第4号議案 任期満了に伴う役員選任並びに商工会理事候補者選出の件において、新部長として中澤拓摩氏、副部長に鈴木淳氏、剣重輝一氏が選出されました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、予定していた青年部活動が思うように実施できない一年となってしまいました。今年度は新執行部のもとアイデアを持ち寄り、より一層、地域に貢献できるような活動して参ります。

皆様方には、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

令和3年度多賀城・七ヶ浜商工会女性部通常部員総会

4月22日(木)、多賀城・七ヶ浜商工会多賀城事務所において、令和3年度女性部通常総会が開催されました。

総会では、第1号議案から第3号議案について審議し、原案通り承認されました。今年度は役員改選のため第4号議案にて新役員について審議した結果、正副部長・監事につきましては前期に引き続き全員留任、常任委員につきましては新たに4名の方が就任されました。

コロナ禍で事業にも支障が出ている状況ではありますが、今年度も新体制のもと、地域に密着した活動を続けて参ります。皆様方には今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



商工会では「事業継続力強化計画」の策定を支援いたします！

「事業継続力強化計画」認定制度とは… 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、以下の支援策が活用いただけます。

- ① 日本政策金融公庫による低利融資（設備投資資金）
- ② 信用保証枠の追加
- ③ 防災・減災設備への税制優遇
災害時に役立つ設備（対象設備は要確認）を購入した場合に特別償却（20%）が可能
- ④ 補助金の優遇措置
※認定には時間を要します。ご活用される方はスケジュール等にご注意ください。
- ⑤ 認定ロゴマークの使用
- ⑥ 本制度と連携いただける企業・団体からの支援

休暇をとって、春を感じませんか？

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、宮城労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

働き方の新しいスタイル



新型コロナウイルス感染症各種支援事業

多賀城市

地域産業応援チャレンジ交付金

【1】売上が減少している事業者の中で、国の補助金を活用し、事業継続に意欲的に取り組む事業者を後押しするため、国の補助金交付決定額に応じて支給

○対象となる国の補助金 令和2年4月以降に交付を受けたものに限る

生産性革命推進事業		
小規模事業者持続化補助金 ＜一般型＞ ＜コロナ特別対応型＞ ＜低感染リスクビジネス型＞	ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金	サービス等 生産性向上 IT導入支援 補助金

○支給額

国の補助金交付決定額	市の交付金支給額
50万円未満	10万円
50万円以上200万円未満	20万円
200万円以上400万円未満	50万円
400万円以上600万円未満	100万円
600万円以上800万円未満	150万円
800万円以上1,000万円未満	200万円
1,000万円以上	250万円

【2】売上が減少している事業者の中で、国の補助金交付を受けていないものの、事業継続に意欲的に取り組む事業者を後押しするため、業務転換等にかかる経費に応じて、地域産業応援チャレンジ交付金を支給します。

○対象となる事業例

- ①事業継続のための新たな取り組み
例) 飲食店や居酒屋が宅配事業や弁当販売を始めた
- ②販路開拓の新たな取り組み
例) 小売店がインターネットでの販売を始めた
- ③新商品・新サービスの開発
例) 製造業が新商品の試作品開発を行った
- ④従業員の働き方改革を推進し、経営改善を行う新たな取り組み
例) 新たに設備を導入してテレワークを始めた
- ⑤感染拡大防止のための取り組み
例) 飛沫感染防止のためのアクリル板を購入した

業態転換等に係る経費	市の交付金支給額
5万円以上50万円未満	5万円
50万円以上100万円未満	10万円
100万円以上200万円未満	20万円
200万円以上	30万円

※経費の合計が50万円未満の場合は対象外です

※令和2年4月以降に取り組んだ事業に係る経費に限ります

受付期間は【1】【2】とも令和3年5月6日(木)から令和3年11月30日(火)まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (多賀城市・七ヶ浜町)

多賀城市

○対象

- 多賀城市内で食品衛生法の営業許可を取得している次の施設
- 1. 接待を伴う飲食店 (風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設)
- 2. 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店を含む)

○要請期間

- ・【従前分】 令和3年4月5日(月)午後9時から令和3年5月6日(木)午前5時までの期間中、毎日(31営業日)、午前5時から午後9時までの時間短縮営業にご協力いただいた店舗
 - ・【延長分】 令和3年5月6日(木)午後9時から令和3年5月12日(水)午前5時までの期間中、毎日(6営業日)、午前5時から午後9時までの時間短縮営業にご協力いただいた店舗
- (注)新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の営業時間が午後9時までである場合は、対象外となります。
- (注)コンビニエンスストア、スーパーなどのイトインスペースで提供している飲食店施設は対象外となります。

○支給額

- 【従前分】 令和3年4月5日(月)から同年5月5日(水)：1店舗当たり124万円(1日当たり4万円×31日)
- 【延長分】 令和3年5月6日(木)から同年5月11日(火)：1店舗当たり12万円(1日当たり2万円×6日)

○申請受付期間：令和3年5月12日(木)から同年7月30日(金)(当日消印有効)

七ヶ浜町

○対象

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している以下の七ヶ浜町内の施設
- ①接待を伴う飲食店
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当する営業を行う施設
- ②酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)

○要請期間&支給額

- 令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後9時から令和3年5月6日(木)午前5時の期間中に、午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的にご協力いただいた場合、1施設当たり124万円(1日当たり4万円×31日間)が支給されます。
- また、令和3年5月5日(水)以前から開業しており、令和3年5月6日(木)午後9時から令和3年5月12日(水)午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業にご協力いただいた場合は、1施設当たり12万円(1日当たり2万円×6日間)が支給されます。

(注)ただし、以前から午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗については対象外となります

○申請受付期間

土日を除く、令和3年5月6日(木)から令和3年6月15日(火)9:00～17:00到着分まで有効

事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する事業者の挑戦を支援します。

○対象 中小企業

○通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

○活用例

- ・飲食業 (レストラン) ⇒店舗の一部を改修し、新たにドラ

イブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施

- ・小売業 (衣料品店) ⇒衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換
- ・建設業 (土木・造園) ⇒自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に参入

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

- ①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して**5%以上減少**している方
 - (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

○資金の使いみち・貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内）
 運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）

○融資限度額（別枠）

国民生活事業：8,000万円
 中小企業事業：6億円

○利率

当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
 国民生活事業：1.26%→0.36%（4,000万円限度）
 中小企業事業：1.11%→0.21%（2億円限度）

新型コロナウイルス対策マル経融資

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している方

※商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者の方

○資金の使いみち・貸付期間

設備資金：10年以内（うち据置期間4年以内）
 運転資金：7年以内（うち据置期間3年以内）

○融資限度額（別枠）

1,000万円

○利率

当初3年間特別利率▲0.9%、4年目以降特別利率
 ※引下げの限度額は新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経の合計で6,000万円となります

特別利子補給制度

○対象

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人事業主	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

※小規模事業者要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種：従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業：従業員5名以下

○期間

借入後当初3年間（最長）

○補給対象上限

国民生活事業：6,000万円
 中小企業事業：3億円

ハローワーク

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中※）

特例措置は4月30日で終了

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成
 ※令和2年4月1日から令和3年4月30日までの休業等に適用

○支給対象となる事業主

以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比**5%以上減少**している
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

○助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など
 ※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象（雇用調整助成金と同様に申請）

○助成額・助成率

助成額=(平均賃金額×休業手当等の支払率)×下記助成率

・解雇等を行わず雇用を維持した場合 10/10

・それ以外の場合 4/5

※1人1日あたり15,000円が上限

※小規模事業主の場合は、実際に支払った休業手当額×助成率

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者の生産性向上と持続的な経営に向けた事業計画に基づく、地道な販路開拓の取り組み（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みを支援するための経費の一部を補助します。

○対象 小規模事業者等

○補助率 2/3（補助上限50万円）

○活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。

○第5回受付締切：令和3年6月4日(金)

○第6回受付締切：令和3年10月1日(金)

○第7回受付締切：令和4年2月4日(金) ※以降も公募予定あり

左記のほか、別枠として申請可能。

【低感染リスク型ビジネス枠】

新型コロナウイルス感染症拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援するため、それに要する費用の一部を補助します。

○補助上限 100万円

○補助率 3/4

○第2回受付締切：令和3年7月7日(水)

○第3回受付締切：令和3年9月8日(水)

○第4回受付締切：令和3年11月10日(水)

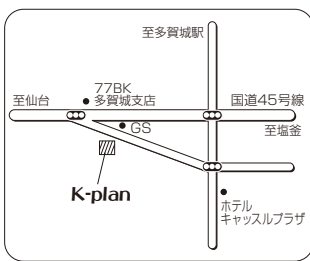
○第5回受付締切：令和4年1月12日(水)

○第6回受付締切：令和4年3月9日(水)

K-plan

- ①加藤 幹 恭
- ②多賀城市町前3丁目2-6-1104
- ③022-702-3234
- ④イベント関連・クロスメイク
- ⑤独立起業し4年目を迎えます。地域のお祭りから・各種セミナーやセレモニー・医療学会・展示会等企画～運営・会場設営・備品レンタル販売までイベントに関わる仕事をしています。また、もう一つの柱として壁紙革命のFC【クロスメイク仙台東】を運営しております。壁紙を張替えるより安価で綺麗に、特許取得の安心・安全な塗料を使用し、一般・賃貸・医療施設など幅広くご利用いただいております。お気軽にお問い合わせください。

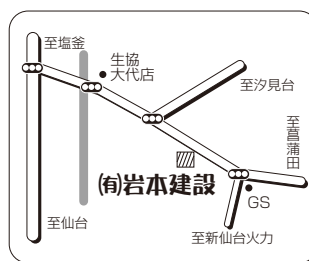
HP:<https://www.y-kplan.com>



(有)岩本建設

- ①岩本 祐 樹
- ②七ヶ浜町湊浜字砂山19-6
- ③022-357-4658
- ④建設業
- ⑤こんにちは！初めまして。七ヶ浜町で工務店をやっております。私たちは、これまで地域の皆様に支えられ、戸建て住宅の新築工事やリフォーム等を手掛けて参りました。私たちは、传承されてきた大工の知恵と技で木と心で語り合い、「家族が安心して生涯を過ごすことが出来る家づくり」を目指しています。今後も「心」を第一に行動して、精進して参りたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

HP:<http://iwamoto-kensetu.com/>



しんきさく

会員さんコーナー

REZAIN・七ヶ浜ツーリズム

- ①鈴木 若 子
- ②七ヶ浜町花洲字上ノ山15-2
- ③090-2843-1724
- ④デザイン・商品開発・プロデュース・体験ツアー・クラフトビール製造

⑤REZAIN(リザイン)は、七ヶ浜花洲出身の代表鈴木若子が東日本大震災の年に設立し今年で11年目を迎える会社です。

マーケティングを主体としたデザイン、WEB、映像制作などあらゆるクリエイティブを網羅した本当の広告戦略を可能にします。

そして2021年1月七ヶ浜に拠点を戻し「七ヶ浜ツーリズム」を設立。

“守りたい伝統”×“新しいモノやコト”を観光等という概念に捉われない新しい「観光」のスタイルで七ヶ浜の地域の活性化を目指します。

ぜひ、未来の楽しい話をしましょう!!



- ①代表者 ②所在地 ③電話番号
- ④業種 ⑤自店のPR

Officeさく

- ①飯田 良 子
- ②多賀城市城南1-18-42
- ③090-1666-1732
- ④中小企業診断士
- ⑤2019年1月に開業し、さまざまな経営課題に直面

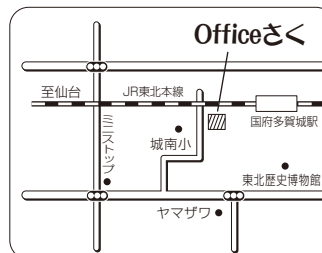
する事業者の皆様、新たに起業・創業を目指す皆様へのご支援を中心に、中小企業診断士として活動させていただいております。屋号の「Officeさく」には、「策(さく)を作(さく)り咲(さく)かせる」の意味を込め、常に明るく前向きであることを心掛けています。

今後とも、私が住む多賀城・七ヶ浜地域の皆様のお役に立てますよう、頑張ってお参りますので宜しくお願いいたします。

中小企業診断士とは(中小企業庁HPより)

HP:<https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshitoha.htm>

Officeさく アドレス iida-office39@r5.ucom.ne.jp



今度はあなたの出番です。今すぐお電話を！ 多賀城事務所 ☎365-7830・七ヶ浜事務所 ☎357-3912

会員になりました よろしくお祝いします

(3月理事会加入承認)

No.	事業所名	代表者	住所	電話番号	業種
1	(有) 佐竹屋根工業	佐竹 哲也	多賀城市伝上山3-22-21	367-3414	屋根工事業
2	(有) 岩本建設	岩本 祐樹	七ヶ浜町湊浜字砂山19-6	357-4658	建設業
3	Office さく飯	田良子	多賀城市城南1-18-42-901	090-7075-1732	経営コンサルタント業 (中小企業診断士)
4	(株)HASIMOTO工業	橋本 正実	多賀城市大代5-16-40	290-3324	土木建築業
5	福寿丸松浦	裕	七ヶ浜町東宮浜字浜辺63-3	364-9260	漁業
6	(株)浜断熱工業	木村 大輔	七ヶ浜町遠山3-10-47	080-3337-8597	建設業

商工会の福祉共済

全国商工会連合会会員福祉共済は、商工会会員の皆さまが加入できる特別な制度です。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。

(「病气」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし、2020年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「傷害プラン」に個人賠償責任保険が付いた充実の安心補償!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき、最高2億円まで補償!!個人賠償責任保険でご家族全員の賠償事故をカバー!

(「個人賠償」の補償は傷害ライトプラン、シニア傷害プランには付帯されません)



金利情報 (5月6日現在)

融資名称	金利
日本政策金融公庫国民生活事業普通貸付	2.06%~2.45%(担保不要) 1.11%~2.10%(担保提供)
小規模事業者経営改善資金(マル経)	1.21%
新規創業融資制度(無担保・無保証人、 税務申告2期終えていない方)	2.41~2.80%
多賀城市中小企業振興資金	2.20%
七ヶ浜町中小企業振興資金	2.20%

第1・3・5
水曜日は

日本政策金融公庫 定例相談会の日

融資の相談に行きたいが、仙台に行く時間がない。そんな会員皆様の悩みにお応えするため、日本政策金融公庫の融資担当者を招き、事業資金に関する相談会を下記により開催中です。

- 時間 午前10時30分~午後3時30分まで
(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までに
ご予約ください)
- 場所 多賀城事務所

ご利用お待ちしております。

**予約制 個人事業所対象
源泉税納付指導のお知らせ**

従業員の給与（令和3年1月～6月分）に対する源泉所得税の納付期限は、7月12日（納期特例の場合）までです。商工会では下記により個別指導を行っておりますのでどうぞご利用ください。

- 1. 日 時** 7月1日(休)～7月12日(月)
午前9時から午後4時
(土・日を除く)
- 2. 場 所** 多賀城事務所及び七ヶ浜事務所
- 3. 持参資料** ①源泉徴収簿・給与台帳
②納付書（今回使用分）
③前年分源泉徴収簿、領収書
(令和3年1月納付済みのもの)

第30回 多賀城市民夏祭り

**『ザ・祭りin多賀城』
中止のお知らせ**

新型コロナウイルス感染症の影響により、第30回多賀城市民夏祭り「ザ・祭りin多賀城」につきましては、観覧者・参加者・関係者の皆さまの健康と安全を最優先に考慮した結果、中止となりましたのでお知らせいたします。

広告掲載企業募集

—市民・町民向け商工会会報【7月上旬折込予定】—

市民・町民向け商工会会報は、商工会活動と、個店のPR並びに売り出し等の広告を掲載し、7月上旬に多賀城市・七ヶ浜町全戸約18,000戸に新聞折込します。貴社のPRなどにぜひご利用ください！

- 広告概要**
- ◆縦50mm(5.0cm)×横90mm(9.0cm)
 - ◆お店のPR、クーポンなど
 - ◆フルカラー発行

※紙面における掲載位置は抽選にて決定いたします。
(申込事業所からの位置指定はできませんのでご了承下さい)

広告掲載料
1コマ（1事業所1コマ限定） **4,500円**

申込方法
詳細については電話にて担当（五十嵐・八巻）までお問い合わせください。

掲載例

職員異動のお知らせ

4月1日付けで職員の人事異動がありましたので、お知らせいたします。

依願退職

転 出

お世話になりました

主査（多）
小畑 風太

副参事（多）
鈴木 浩二
みやぎ 仙台
商工会へ

転 入

よろしくお願ひします



主査（多）
小林 将也
宮城県商工会連合会
より



主幹（多）
野村 俊介
くろかわ商工会より

編集後記

会員の皆様におかれましては新年度がはじまり、お忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

昨年より新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、それが我慢を強いられ、本会事業も3密を避け中止が相次ぎました。未だ収束の出口は不透明ですが、いざという時の商工会でありますので、何かお困りごと等ございましたら是非本会にご相談を頂き、この難局を乗り越えていきましょう。



発行責任者	安住 政之
編集委員長	藤 孝一
副委員長	菅 邦夫
委員	星 純一郎
	鈴木 美智子
	菅 美智子
	鈴木 美智子
	菅 美智子
	鈴木 美智子
	菅 美智子